

| | | | | | | |
|------|-------------|-------------------|----|-----|-----|----|
| 文書番号 | 芦原, グ 01 | 社会福祉法人 聖徳園 | 頁 | | 1/5 | |
| 発行日 | 2023. 7. 12 | グループホームあわら聖徳園運営規程 | 承認 | 理事長 | 起案 | 松本 |
| 版 | 5 | | | | | |

(事業の目的)

第 1 条

社会福祉法人 聖徳園(以下「法人」という。)が設置する指定認知症対応型共同生活介護事業所・指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所「グループホームあわら聖徳園」(以下「事業所」という。)において実施する認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者に対して、適切な認知症対応型共同生活介護(以下「共同生活介護」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

この事業所が実施する事業は、認知症症状によって自立した生活が困難で、要介護状態にある利用者に対して、家庭的な環境、地域住民との交流のもとで、心身の特性をふまえ、利用者の認知症症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように、食事、入浴、排泄等の日常生活面での世話や、機能訓練等の介護その他の必要な援助を行うものである。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、あわら市、坂井地区広域連合、バックアップ施設の介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者・他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、厚生労働省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令第 36 号)」及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成 18 年厚生労働省令第 81 号)、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」(平成 18 年厚生労働省令第 82 号)、「地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生労働省告示第 126 号)「地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生労働省告示第 128 号)(以下「基準」という。)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームあわら聖徳園
- (2) 所在地 福井県あわら市田中々第 3 号 2 5 番 7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

この事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共同生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名 (常勤職員)

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう、介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 6名以上

介護職員は、利用者に対し、必要な介護及び世話、支援を行う。

(事業所の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

(共同生活介護の内容)

第6条

共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第7条

計画作成担当職員は、共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した共同生活介護計画を作成する。

2 計画作成担当職員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し、同意を得るものとする。

3 共同生活介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、さらに作成後は、実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第8条

共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省令第126号)、「地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生労働省告示第128号)によるものとし、当該共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載の割

合を乗じた額とする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省令第126号)、「地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生労働省告示第128号)の額とする。

3 家賃等利用料は、次の各号のとおり徴収する。

- (1) 家賃については、(月額) 43,000円
- (2) 食費については、(日額)(おやつ込) 1,500円
- (3) 光熱水費については、(月額) 18,000円
- (4) 金銭の管理費(任意)については、(月額) 1,000円
- (5) 日用品等については(月額) 3,000円

4 前各項のほか、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収することができる。

5 月の途中における入退所については、日割り計算とする。

6 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

7 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

8 法定代理受領サービスに該当しない共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合及び提供した共同生活介護にかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した共同生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、利用者又は家族に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、坂井市・あわら市の区域とする。

(入退所に当たっての留意事項)

第10条 共同生活介護の対象者は、要介護者であって、認知症の状態にあるもので、小人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は、対象者とししない。

- ① 認知症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- ② 認知症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居決定に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して、自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置をすみやかに講じる。

4 利用者の退去に際しては、利用者及び家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し、適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な関係に努める。

(衛生管理)

第11条

共同生活介護を提供する施設、設備及び備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条

非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。又、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について、定期的に確認を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第14条

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・研修等を通じて、従事者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(苦情処理)

第15条

共同生活介護の提供に係る利用者、家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所は、提供した共同生活介護に関し、介護保険法第23条及び基準第172条の2の規定により、坂井地区介護保険広域連合が行う質問若しくは照会に応じ、及び坂井地区介護保険広域連合が行う調査に協力するとともに、坂井地区広域連合から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって、必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保健団体連合会(以下「国保連」という。)の調査に協力するとともに、国保連の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言にしたがって、必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第16条

指定認知症対応型共同生活介護事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 地域に開かれたサービスを提供するため、運営推進会議を設置する。

(その他運営に関する留意事項)

第17条

本事業所は、職員の資質向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2)継続研修 年3回(ただし、うち1回は人権に関する研修とする。)

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、共同生活介護に関する記録を整備し、共同生活介護完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。

2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

4 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

5 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

6 この規程は、令和5年7月12日から施行する。